JASaff 認定スキーム（試験所）

JASaff AS200:2026

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター認定センター

2026 年 11~~5~~ 月 9~~11~~ 日　第 9~~10~~ 版

制定：2020-9-1　　第 10~~9~~ 版：2026-11~~5~~-9~~11~~

目次

1 目的及び適用範囲 4
2 適用規格及び適用文書 4
3 認定対象となる試験区分及び試験所 4
3.1 認定対象となる試験区分 4
3.2 認定対象となる試験所 4
3.3 認定の有効期間 4
4 審査プロセス 45
4.1 認定審査 5
4.2 再審査 6
4.3 拡大審査 6
4.4 サーベイランス 6
4.5 臨時審査 6
4.6 認定等費用 7
4.7 認定シンボルの使用等 7
4.8 苦情及び異議申立て 7
5 届出事項 7
6 認定の一時停止、取消し等 7
6.1 認定の一時停止 7
6.2 認定の取消し等 7
6.3 一時停止の解除 8
7 認定の一時停止、取消し等 8
別紙 試験所認定のプロセスの概要 10
~~1 目的及び適用範囲 ..... 3~~
~~2 適用規格及び適用文書 ..... 3~~
~~3 認定対象となる試験区分及び試験所 ..... 3~~
~~3.1 認定対象となる試験区分 ..... 3~~
~~3.2 認定対象となる試験所 ..... 3~~
~~3.3 認定の有効期間 ..... 3~~
~~4 審査プロセス ..... 3~~
~~4.1.1 申請の受付・レビュー ..... 4~~
~~4.1.2 審査 ..... 4~~
~~4.1.3 審査の打ち切り ..... 4~~
~~4.1.4 認定等の決定 ..... 4~~
~~4.1.5 認定証の発行及び再発行 ..... 5~~
~~4.2 再審査 ..... 5~~
~~4.3 拡大審査 ..... 5~~
~~4.4 サーベイランス ..... 5~~
~~4.5 臨時審査 ..... 5~~
~~4.6 認定等費用 ..... 6~~

4.7 認定シンボルの使用等 6
4.8 苦情及び異議申立て 6
5 届出事項 **6**
6 認定の一時停止、取消し等 **6**
6.1 認定の一時停止 6
6.2 認定の取消し等 6
6.3 一時停止の解除 7
7 非常事態等への対応 **7**
別紙 試験所認定のプロセスの概要 **8**

1 目的及び適用範囲

当文書は、JASaff が運用する、ISO/IEC 17025 に基づく試験所を認定するための規則及びプロセスについて記述する。

2 適用規格及び適用文書

ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項
ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
Global ACI-TECH-1-008 ~~ILAC P9~~：~~ILAC~~ Policy for Proficiency Testing and/or Interlaboratory comparisons other than Proficiency Testing
ILAC P10：ILAC Policy on Metrological Traceability of Measurement Results
JASaff PL100 技能試験等に関する方針
JASaff PL200 JASaffシンボルの使用に関する方針
JASaff PL400 計量トレーサビリティに関する方針
JASaff PL600 試験所認定の手引き
JASaff PC400 認定等手数料手順書
JASaff PC600 苦情及び異議申立て処理手順書
JASaff GL100 測定不確かさに関する指針

国際規格は、これらの規格を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本産業規格に読み替えることができる。なお、指定された場合を除き、用いる文書は最新版とする。

3 認定対象となる試験区分及び試験所

3.1 認定対象となる試験区分

原則として、食品を分析試料として用いる以下に関する試験方法等を認定対象とする。

- 飲食料品の日本農林規格（以下、「JAS」という。）で測定方法が定められている方法のうち化学分析に該当するもの
- 試験方法の JAS で規定する分析方法
- 残留農薬分析

3.2 認定対象となる試験所

日本国内に限り、試験業務を行う試験所を対象とする。

3.3 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定~~又は認定更新の~~発効日から 4 年~~間~~周期とする。なお、認定更新の場合で、認定の有効期間の満了の日までに認定更新の決定がされないときは、満了日後に認定は失効する。

4 審査プロセス

認定及びその維持のため、認定時の審査（認定審査）、認定更新時の審査（再審査）、認定範囲の拡大に係る審査（拡大審査）、認定周期中の計画的な審査（サーベイランス）及びその他必要なときに実施する審査（臨時審査）を実施する。

4.1 認定審査

認定審査の流れを別紙に示す。詳細については「JASaff PL 600 試験所認定の手引き」に規定する。

4.1.1 申請の受付・レビュー

認定の申請があったときは、全ての書類がそろっているか申請書類のレビューを行い、不足があった場合は、申請者に必要な書類の提出を要求する。

申請書類のレビュー終了後、JASaff の能力（認定を実施する力量、要員等の資源などの審査の能力）をレビューする。

当該申請の審査を速やかに実施できると判断したときは、申請書を受理し、手数料を請求し、また認定に係る契約を締結する。手数料の納入確認及び契約締結の後、審査を開始する。

当該申請の審査を速やかに実施できないと判断した場合は、その旨を申請者に通知する。

4.1.2 申請の却下

レビューの結果、申請者の不正行為の証拠が確認された場合や、申請者が虚偽の情報を意図的に提供又は情報を隠避したことが判明した場合、申請を受理せず、その旨を申請者に連絡する。

4.1.3 審査

4.1.3.1 審査方法

審査は次の方法により、認定要求事項のすべての要求事項への適合状況を確認する。

a) 書類審査
b) 実地審査

実地審査は原則として現地で行うが、感染症の蔓延等の特別な事情が生じた場合であって、現地と同等の審査が可能と判断した場合に限り、審査の一部又は全部をリモート審査で行うことができる。

4.1.3.2 審査工数

工数は、申請された試験方法の種類、試験所の規模などを考慮して決定する。標準的な工数を、「JASaff PC400 認定等手数料手順書」別表に記載する。

4.1.3.3 審査チーム

JASaff は、審査に必要な力量及び利害関係を考慮して、審査チームを編成し、審査開始前に申請者に通知する。申請者は、審査チームと利害衝突がある等の正当な理由がある場合は、異議を申し立てることができる。

4.1.4 審査の打ち切り

審査の途中で次の事項が認められたときは、審査の打ち切りを検討する。

a) 不正な方法で申請を行った場合、申請内容に重大な虚偽があった場合又は重要な情報を隠蔽したことが確認された場合

b) 審査において再是正要求を行った場合であって、期日までに是正されない場合又は督促を行っても回答が提出されない場合

c) JASaff の審査に必要な手配等を行わない場合、質問に対し督促を行っても回答がなかった場合などその他の契約書の定めに反した場合

4.1.5 認定等の決定

認定、認定の更新、認定範囲の拡大及び縮小、認定の一時停止並びに認定の取消しについて、認定委員会において審査結果をレビューし、決定し、JASaff 所長が承認する。

4.1.6 認定証の発行及び再発行

原則、審査概要を申請者へ通知する際、審査に要した旅費及び間接費等の手数料を申請者へ請求する。認定が承認された場合、手数料の振込みが確認された後、認定証を発行する。認定の更新又は、認定範囲の拡大が認定委員会で承認された場合、手数料の振込みが確認された後、認定証を再発行する。

認定証の記載内容に変更がある場合、再発行に要する手数料を申請者へ請求する。手数料の振込みが確認された後、認定証を再発行する。ただし、JASaff の都合により認定証を再発行する場合には、手数料は請求しない。

4.2 再審査

認定の更新が申請された場合、原則、認定の有効期間が満了するまでに、認定要求事項のすべての要求事項への適合状況を確認する。審査方法は認定審査の方法を準用する。

再審査の申請は、有効期間満了の 6 ヶ月前までに行う必要がある。

4.3 拡大審査

認定範囲の拡大が申請された場合、4.1 の規定に準じて、審査、認定範囲拡大の決定及び認定証の再発行を行う。ただし、認定証の再発行について、すでに定められている認定の有効期限に変更は生じない。

4.4 サーベイランス

認定の有効期間中に 1 回以上、実地審査により、認定要求事項の全て又は一部の要求事項への適合状況を確認する。一部の要求事項への適合状況を確認する場合にあっては、認定の有効期間中に認定要求事項の全てを確認できるように審査を行う。なお、新規認定の場合、認定付与後 1 年以内に実地審査を実施する。実地審査は現地と同等の審査ができると判断した場合に、全て又は一部をリモート審査に代えることができる。審査の結果、認定の維持を決定する場合にあっては、認定委員会を開かなくてもよい。

4.5 臨時審査

必要に応じて、書類審査及び／又は実地審査により、認定要求事項の全て又は一部の要求事項への適合状況を確認する。臨時実地審査は次の場合等に抜き打ちで行う場合もある。

a) 試験所が、認定要求事項に関わる変更を行い、変更後の認定要求事項への適合状

況を実地で確認する必要がある場合

b) 試験所が行った是正処置の履行状況を、実地で確認する必要がある場合

c) 試験所から承継の届出があり、承継先の機関の能力を実地で確認する必要がある場合

d) その他、速やかに試験業務の適合性を確認する必要がある場合

4.6 認定等費用

審査費用、その他の認定等にかかる費用は「JASaff PC400 認定等手数料手順書」の規定に基づき算出し、請求する。

4.7 認定シンボルの使用等

認定シンボルの使用及び認定の主張の方法は、「JASaff PL200 JASaff シンボルの使用に関する方針」の規定による。

4.8 苦情及び異議申立て

認定等業務に関する苦情及び異議申立ては、「JASaff PC 600 苦情及び異議申立て処理手順書」の規定により処理する。

5 届出事項

試験所は、組織に関する主要な変更、承継、事業一時停止、廃止、認定の辞退等が生じたときは、「JASaff PL600 試験所認定の手引き」の規定に従い、速やかに JASaff に届け出る必要がある。JASaff は届出の内容を確認し、必要な手続き等を行う。

6 認定の一時停止、取消し等

JASaff は、認定の一時停止、取消し等を決定した場合、試験所に通知するとともにウェブサイトにおいて公表する。

6.1 認定の一時停止

JASaff は、次の場合に認定の一時停止を請求することがある。

a) 試験所に再是正要求を行った場合であって、期限内に是正されないとき

b) 審査において検出された不適合が速やかな是正を要するものであったとき

c) その他、契約書、JASaff の定める手順等に適合していないとき

6.2 認定の取消し等

JASaff は、次の場合に認定の取消し又は認定範囲の縮小を請求することがある。

a) 一時停止請求に対し、JASaff が示す期間内に必要な是正を行わなかったとき

b) JASaff の審査等への対応を拒絶したときその他審査等へ協力しなかったとき

c) JASaff の信用が失われるような認定の使用その他の活動を実施しているとき

d) 不正な試験業務を実施していたとき、JASaff に虚偽の情報を提出したとき又は情報を隠蔽したとき

e) その他、認定契約書に定める取消しの条件にあてはまるとき

f) 審査等の手数料を督促しても支払わなかったとき
g) 再審査の場合にあって、認定の有効期間までに不適合が是正されないとき

6.3 一時停止の解除

JASaff は、提出された是正報告を評価し、必要に応じて臨時審査を行い、不適合の状態が解消されたことを確認したときは、認定委員会において審議の上、一時停止を解除する。

7 認定の一時停止、取消し等

パンデミックやテロ、犯罪や地震等の天災や人災が起こった場合は、このスキームに定める手続き、規則及び期限等における例外を認める。

附 則
このスキームは 2020 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
このスキームは 2021 年 6 月 9 日から施行する。

附 則
このスキームは 2021 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
このスキームは 2022 年 6 月 30 日から施行する。

附 則
このスキームは 2023 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
このスキームは 2024 年 5 月 20 日から施行する。

附 則
このスキームは 2025 年 3 月 10 日から施行する。

附 則
このスキームは 2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
このスキームは 2026 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

このスキームは 2026 年 11 月 9 日から施行する。

別紙　試験所認定のプロセスの概要

